

県政経営会議の議題公表方針の見直しについて

1 これまでの運用

- 滋賀県情報公開条例(以下「条例」という。)で、県の情報は原則公開とされていることを踏まえ、以下のとおり、県のHPで情報を公表しているところ。
 - ・ 論議事項については、各部局の懸案事項や中長期的課題について基本的な方向性を議論することを目的としており、条例第6条第1項第5号*に該当し非公開となる議題・内容が一定存在することから、一律に「議題」のみをHPで公表することとしている。
 - ・ 協議事項については、全庁的に協議し、合意・了承を得ることを目的としており、条例第6条第1項第5号に該当する可能性が低いことから、一律に「議題」、「資料」、「議事概要」をHPで公表することとしている。
 - ・ その他事項については、庁議の議題として取り扱わないため、知事の発言(指示事項等)を除き非公表としている。

<滋賀県情報公開条例>

～(略)～

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

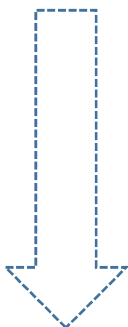
そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの



【現行運用上の問題意識】

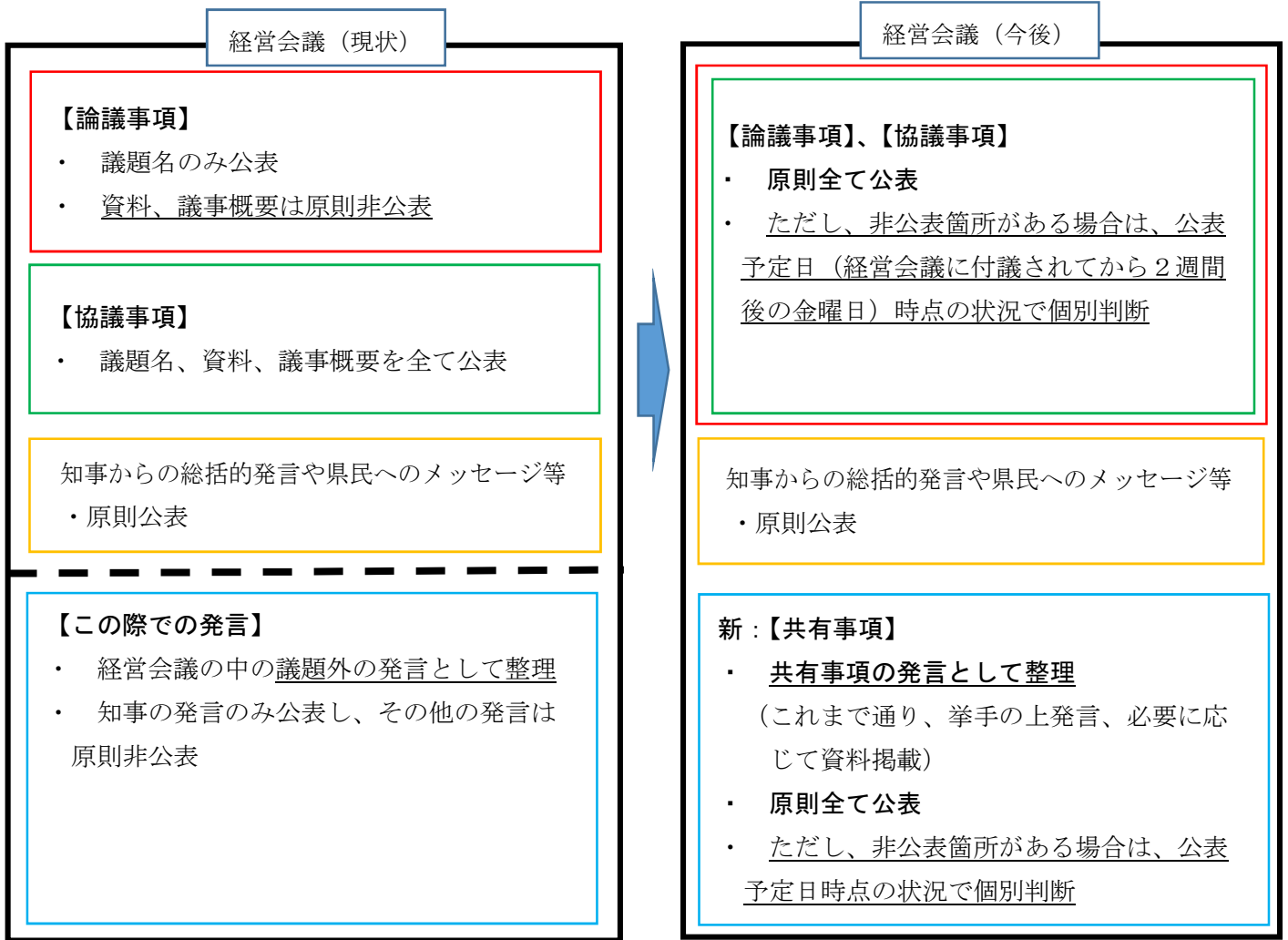
- ・ 要綱上の議題区分が、論議事項、協議事項しかなく、経営会議で共有すべき事項があったとしても、会議終盤の「この際」の中で共有するしかなく、結果的に発言内容が知事の発言を除き、一律に非公表となっている。
- ・ 全ての論議事項を一律で「議題」のみ公表とすることの正当性。
- ・ 開かれた県政を志向するうえでも、公表できる情報を可能な限り提供することで、県民からの意見募集や県政への信頼向上に努めるべきではないか。

【論 点】

協議事項以外の議題区分についても公表できる情報は積極的に公表すべきではないか？

2 今後の議題公表方針等（案）

<経営会議の議題区分および議題公表の考え方>



※ 公表可否確認の際に公表不可と回答された案件についても、その後の状況の変化により、公表できるタイミングとなれば、部局からの申し出に基づき、追って公表することとする。

※ 公表予定日イメージ

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9 庁議付議	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26 公表予定日	27
28	29	30				

3 公表可否の判断方法等について

ステップ1（庁議エントリーシートへの記載）

- 庁議エントリーシートに、資料・議事概要の公表予定日時点での公表可否を記載（議題担当課）。



（経営会議後）

ステップ2（非公表範囲の確認）

- 資料
 - ・ 企画調整課と議題担当課で非公表の範囲を協議のうえ、以下の非公表理由を県HPに掲載。
- 議事概要
 - ・ 議事録の確認時に、企画調整課から各部局秘書を通じて各発言者へ発言内容の公表可否を確認、
 - ・ 企画調整課と各発言者で非公表の範囲を協議のうえ、以下の非公表理由を県HPに掲載。



ステップ3（非公表理由の選択）

（1） 公表できない理由について、以下の非公表理由から一つを選択。

- ・ 条例第6条第1項第5号を参考に、以下のとおり整理。
- ・ なお、複数の非公表理由に該当する場合も、案件ごとに最も大きな理由を一つ選択。

（非公表理由）

① 特定の者への影響が生じるおそれ

「特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるため、非公表とします。」

（具体例）

- ・ 施設の建設計画や、企業の倒産情報等、企業の投資判断に重大な影響を与えてしまう尚早の情報が含まれている。

② 県民等への混乱が生じるおそれ

「県民や企業に混乱を生じさせる恐れがあるため、非公表とします。」

（具体例）

- ・ 未成熟な情報（十分に精査されていない数値、考え方）や事実関係の確認が不十分な情報

③ 意思決定における中立性が不当に損なわれるおそれ

「意思形成過程の情報であり、公表することで意思決定における中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公表とします。」

（具体例）

- ・ 県議会への説明または、議案上程ができていない案件
- ・ 検討中の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障がある（予算編成方針や施策構築方針のように県の政策立案にあたっての基本的な考え方を示すもの等）

④ その他

公表できない理由が上記1～3のどれにも該当しない非公表情報（条例第6条第1項第1号～第3号、第4号、第6号に該当する情報）である場合は、各議題担当課で非公表理由を作成する。

※ 参考条文

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号に規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

県政経営幹事会議案件概要 (修正案)

別記様式

記入日：令和 年 月 日

会議開催日	令和 年 月 日開催分 ※1		
部局・課(室)名 担当者名・内線	部	課(室)	
	担当者	内線	
議題名	(この議題名は議事次第に転記します。) について		
議題の区分 ※2 (○をつけてください)	論議事項 ・ 協議事項 ・ 報告事項 ・ その他		
公表予定日時点の公表可否 (公表予定日： 経営会議開催2週間後の金曜日)	案件資料 可 ・ 不可 議事概要 可 ・ 不可		
【公表ができない場合】 公表不可とする理由	1 県民等への混乱が生じる恐れ 2 特定の者へ影響が生じる恐れ 3 意思形成過程の情報が含まれている 4 その他 ()		
案件内容の概要	(案件内容の概要は議事次第に転記します。)		
※ 説明のポイントとなる数字や特徴的な取組、説明する上での重要事項等について、3項目程度箇条書きで記載願います。1項目あたり1～2行程度で記載願います。 ・ ・ ・			
説明時間	約分	特記事項	

※1 資料の到着期限：会議前々日の午前中

※2 各議題の定義や公表不可とする理由等については、「庁議の手引き」をご参照願います。

※3 説明時間は、原則5分以内です。

※4 記者公表が予定されている場合等、資料の公表時期や資料の取り扱いに特段の配慮が必要な場合は、その旨を特記事項に記載願います。